

タレント等を活用したSNSによる観光情報発信業務委託仕様書

1 業務の目的

本市への旅行を促す影響力が高いタレント等を招聘し、SNSにより効果的な情報発信を行ってもらうことで、本市の認知度向上及び本市への誘客促進を図ることを目的とする。

2 業務内容

(1) タレント等の選定

日本国内での情報発信力が高い、次の要件を満たすタレントを招聘すること。

- ア インスタグラムのフォロワー数が十万人以上であること。
- イ 屋外で活発的に活動ができること。
- ウ 旅行を楽しむ様子の情報発信ができること。
- エ その他いろんな媒体を活用できること。

(2) 観光体験等の実施

(1) で招聘したタレント等に2泊3日程度（分散可）の観光体験等を実施させること。観光体験は次項のものを想定しており、市と協議して決定する。

- ア アウトドアアクティビティ体験に関するもの。（トレッキング、サイクリング、イルカウォッチング・キャンプ・陶芸等）
- イ カフェ、グルメに関するもの。
- ウ 温泉に関するもの。
- エ 上天草市の特産品に関するもの。

(3) インスタグラム等への投稿

(1) で招聘したタレント等が(2)で行った観光体験等をもとに、本市への旅行を促すような情報をインスタグラム等を活用し効果的に投稿すること。なお、効果的な投稿方法、投稿回数等については提案すること。また、本業務でのターゲット年齢は主に30代から40代を設定し行うこと。

(4) その他

その他、予算の範囲内において効果的な情報発信につながる独自の企画がある場合は提案すること。

3 業務期間 契約締結の日の翌日から令和5年1月27日（金）まで

4 業務完了報告

(1) 納入成果物

業務完了後速やかに、次に掲げる書類について、紙媒体（１部）及び電子データを提出すること。

ア 実績報告書

本仕様書に記載した業務の実績が分かる資料

イ 本市での観光体験の写真

ウ 情報発信の内容、回数等が確認できる資料

(2) 納入先

上天草市経済振興部観光おもてなし課

5 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、遅滞なく上天草市と協議し、これを解決する。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、業務内容、業務期間等を変更する場合がある。